

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書

（宛先）弥富市長

申請者 住 所
氏 名
（法人は、名称及び代表者氏名）

弥富市下水道排水設備指定工事店規則の規定による指定工事店の指定を受けたいので、同規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。
なお、同規則第 3 条第 1 項第 4 号アからキまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

ふ り が な 名 称	
ふ り が な 代 表 者 氏 名	
営 業 所 の 所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

〔添付書類〕

- 1 申請者（法人の場合は、代表者）の住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し及び経歴書
- 2 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- 3 営業所の平面図及び付近見取図並びに営業所の写真
- 4 選任責任技術者名簿及び選任する責任技術者の責任技術者証の写し並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況
- 5 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類並びに写真

第2号様式（第4条関係）

営業所の平面図及び付近見取図

平 面 図	面積	m ²
付近見取図	線	駅下車 バス・徒歩 分

〔添付書類〕 営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるものを数枚添付してください。

- (注) 1 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入してください。
2 付近見取図は、最寄りの駅等から主な目標を入れて分かりやすく記入してください。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

選任責任技術者名簿

年 月 日現在

ふりがな 選任責任技術者 氏名	住 所	登録番号	摘要
		第 号	新 規 継 続 解 除
		第 号	新 規 継 続 解 除
		第 号	新 規 継 続 解 除
		第 号	新 規 継 続 解 除
		第 号	新 規 継 続 解 除
		第 号	新 規 継 続 解 除
		第 号	新 規 継 続 解 除
		第 号	新 規 継 続 解 除

〔添付書類〕

- 1 選任する責任技術者の責任技術者証の写し
- 2 他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況

(注) 1 選任する全ての責任技術者を記入してください。
2 継続する責任技術者の添付書類は不要です。

第4号様式（第4条関係）

排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

年 月 日現在

種 別	名 称	形式・性能	数 量	備 考

（注） 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」、「掘削用の機械器具」等の別を記入してください。

第 6 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

指定工事店証再交付申請書

（宛先） 弥富市長

申請者 住 所
氏 名
（法人は、名称及び代表者氏名）

弥富市下水道排水設備指定工事店規則第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

指 定 番 号	弥富 第 号
指 定 工 事 店 名	
代 表 者 氏 名	
営 業 所 所 在 地	電話番号 FAX番号
【理由及び経過説明】	

〔添付書類〕

- 1 始末書（紛失した場合）
- 2 指定工事店証（損傷した場合）

第 7 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

指 定 工 事 店 指 定 辞 退 届

（宛先） 弥富市長

届出者 指定番号 弥富 第 号
営業所所在地
指定工事店名
代表者氏名
電話番号

弥富市下水道排水設備指定工事店規則第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出します。

- 1 廃止・休止年月日 年 月 日
- 2 理由

〔添付書類〕 指定工事店証

第 8 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

指 定 工 事 店 異 動 届

（宛先） 弥富市長

届出者 指定番号 弥富 第 号
指定工事店名
代表者氏名

弥富市下水道排水設備指定工事店規則第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出します。

（なお、同規則第 3 条第 1 項第 4 号アからキまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。）

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

〔添付書類〕（次の項目の中で必要な書類）

- 1 組織及び商号の異動については、登記事項証明書（法人のみ）、指定工事店証及び選任する責任技術者の責任技術者証（弥富市長が交付したものに限る。）
- 2 代表者の異動については、登記事項証明書（法人のみ）、指定工事店証、住民票の写し及び経歴書
- 3 営業所の異動については、営業所の平面図及び付近見取図、営業所の写真、登記事項証明書（法人のみ）並びに指定工事店証
- 4 選任する責任技術者の異動については、選任する責任技術者の責任技術者証の写し及び選任責任技術者名簿
- 5 営業所の所在地番の異動については、登記事項証明書（法人のみ）及び指定工事店証